

## 経済的負担の調整を拡大した場合の影響

### (1) 納付金

企業規模	①全企業数	②納付金対象企業数	③納付金対象人数	④納付金追加徴収額
(参考) 301人以上	12,068社	*7,692社 (63.7%)	—	*22,707百万円
201人~300人	7,893社	4,876社 (61.8%)	11,733.0人	7,039百万円
101人~200人	22,053社	12,063社 (54.7%)	18,986.0人	11,392百万円
56人~100人	25,154社	13,751社 (54.7%)	13,735.0人	8,241百万円

### (2) 調整金

企業規模	①全企業数	⑤調整金対象企業数	⑥調整金対象人数	⑦調整金追加支給額	(参考) 報奨金支給実績*
(参考) 301人以上	12,068社	*2,590社 (21.5%)	—	*4,673百万円	—
201人~300人	7,893社	1,477社 (18.7%)	5,505.5人	1,784百万円	378百万円
101人~200人	22,053社	4,946社 (22.4%)	13,311.0人	4,313百万円	931百万円
56人~100人	25,154社	6,193社 (24.6%)	15,575.5人	5,046百万円	1,092百万円

#### (注)

- 障害者雇用納付金制度における支出としては、調整金・報奨金のほか、助成金（平成17年度、7,138百万円）、業務費等（同、5,531百万円）がある。
- ②及び⑤のカッコ内の数値は、それぞれの企業規模の①全企業数を100%とした場合の割合を示す。
- ②納付金対象企業数と⑤調整金対象企業数の合計（及びその割合の合計）が、①全企業数と一致していないのは、法定雇用障害者数に対する過不足がゼロである企業が存在するためである。
- ※については、平成17年度障害者雇用納付金申告等実績並びに障害者雇用調整金及び報奨金支給実績による。

- その他の数値については、平成18年度「障害者雇用状況報告」により計上。